

IAAバザール+（プラス）共有在庫 ご利用規約

1. 原則

- ① IAAバザール+（プラス）共有在庫（以下、本サービス）は、「IAA大阪オークション 規定」に則り、運営される。ただし、以下に記す各条項については、本規約の内容を優先することとする。

2. 利用

- ① バザールネットへ入会登録したもののみ本サービスに参加できる。
また、IAA会員でIAA会員の権利を失った場合は、同時に本サービスにも参加することができなくなる。

3. 料金

- ① 成約料、落札料等 各手数料については別途定める事とする。

4. 出品・搬出（出品店義務）

- ① 出品会員は、会員間物流事業が画像による出品であることを十分理解した上で出品しようとする車両の検査を検査規定に沿った検査を行わなければならない。
（検査規定とは、「IAAバザール+（プラス）検査マニュアル」をいう）
※ IAA判断
- ② 出品会員は、出品しようとする車両の内外装、走行機関、機構及び装備に関して検査点検を正確に提示しなければならない。
（上記出品店義務に虚偽、若しくは曖昧または紛らわしい表記があった場合すべて出品店の責任となり、クレームの対象となります。* IAA判断
- ③ 搬出
落札後の搬出に関しては、IAAが指定する陸送会社を使用すること。
他の方法にて搬出を禁止します。
（これに従わなかった場合一切ノークレームとなります。）
搬出は成約日を含む4日以内とする。
出品店都合で搬出できない場合、発生した費用の実費を出品店が支払うものとする。

5. 取引

- ① 代金決済は、成約日から5日後の正午までに行なう。
- ② 出品店・落札店双方からの都合によるキャンセルは、
成約日の翌日の正午までにIAA事務局へ申し出ることとします。（キャンセル料有り）
キャンセル料は、申告者より70,000円徴収し、相手方に50,000円支払うとともに
IAAは手数料として20,000円を申し受けます。
ただし、落札金額500万円以上の車両は、申告者より120,000円徴収し、
相手方に100,000円支払うとともにIAAは手数料として20,000円を申し受けます。
- ③ 全ての決済はIAA計算書にて行なう。

6. その他詳細規約

- ① クレーム期限は、車両到着日を含む3日後17時までとする。
- ② 書類提出期限は、成約日から5日後の17時まで。
- ③ 出品車に訂正事項が発生した場合、本サービスへ出品できません。
* 出品中の場合は、出品店責任において在庫取り消しを行なうこと。
- ④ 検査付車両の自動車税は、原則として、成約日の直前のIAAオークション開催日を基準日とし、その基準日が属する月分までを出品店負担とします。
- ⑤ 検査付車両の名義変更期限は、出品票に名義変更期限を記入していないものについては、落札日の翌月末、名義変更期限を記入しているものについては、その期限内とします。
落札車の名義変更が遅れた場合、遅延ペナルティとして2万円を徴収します。
- ⑥ 書類の期限を切らせて差し替えをする場合は、名義変更期限の出品票記載の有無にかかわらず、ペナルティとして3万円を徴収します。
※ユーザー名義で実費が3万円（税込）以上かかる場合は、IAA（バザールネット事務局）の判断により、その要した実費とします。

- ⑦ 保証書、取扱説明書、付属品等については、落札金額10万円（税別）以下についてはノークレームとさせていただきます。また、保証書の有無に関するクレームは、落札金額20万円（税別）以下キャンセル不可とします。
- ⑧ メーター管理システムでのチェックは商談毎です。
- * 出品中の場合は、出品店責任において在庫取り消しを行なうこと。
 - ※走行距離の異常が出た場合は直ちに車輛を削除してください。
 - ※再出品される場合は調査回答書が必要となります。

※文中の「日数」は、I A A事務局及びバザールネット事務局休業日を除くものとする。

また、17:30を超えた場合は翌日として日数を算定する。

※本サービスでの日時は、本サービスで運営するシステム日時を利用するものとする。



検査マニュアル



Ver. 1.04

■ 出品票をつくる

Bazaar+(プラス)は出品店様に自社査定を行なっていただきます。
また、落札店様は、出品票の記載内容と写真しか見ることはできません。
よって、現車オークション会場と違って内外装についてもクレーム対象と
させていただきます。
内外装の状態・不具合の箇所・修復歴車の事故箇所について、必ずご記入いただきますよう
お願い致します。

アピールしたいところも不具合も詳しく記入してください。

- ◎ワンボックス車の乗車定員、シート形状
- ◎バン・トラックは積載量・荷台寸法
- ◎クレーンの段数・冷凍温度
- ◎外装色の「カラーナンバー」
- ◎社外ナビ・TV・オーディオの
メーカー・型番
- ◎メーカーオプション・希少装備
例) サイドビューモニター
アラウンドビューモニター
インターナビ
ETC(ナビ連動)
パワースライドドア(片側・両側)
バックモニター(カラー・白黒)
- ◎修復歴車の事故箇所・状態
- ◎故障や不具合の箇所
- ◎傷へコミ等は「各小A小B」ではなく
展開図へ記入
- ◎初年度登録の「月」

■ 出品店様に守っていただきたいこと

1. 出品店様はBazaar+(プラス)規約に基づき、車輛の検査を詳細に行い
出品車輛の車歴・仕様・品質・瑕疵の程度等を誠実に申告してください。
2. その結果、トラブル(クレーム等)が生じた時は、当社がトラブルを解決するために
クレーム裁定を行うものとし、出品店様、落札店様が「Bazaar+(プラス)規約」に基づき、理解と
協力をもって円満に解決する義務があります。
3. 出品店様が、不具合等を故意に表示を怠った場合や、トラブルの裁定結果に従わない場合は、
当社の判断により、取引の制限、停止及び金銭的ペナルティなどを科するものとします。
4. 出品票は、一般通常取引における契約とみなし、正確にご記入ください。

■出品制限車

これらのお車は、出品できません

1. トレーラー、キャンピングトレーラー等の被けん引自動車
2. 二輪車
3. 農業機械、工業機械等の特殊車輛
4. 車輛部品、船舶等の車輛以外の物品
5. 盗難車輛、接合車輛、差し押え車輛等の違法な車輛
6. 国産車のうち未登録車（製造後一度も登録されたことのない車輛）
7. 不動車、オイル漏れがひどい車輛、自走できない車輛

※これらの車輛は、出品店様にお断りなく掲載を中止したり、商談をお断りする場合があります。

■出品時のご注意（陸送について）

Bazaar+(プラス)にて成約した車輛は、IAAにて陸送手配いたします。

下記の車輛は陸送会社が陸送を断る、積載車で陸送ができず自走対応になるなど、陸送費が高くなる可能性があります。陸送料金が高額で商談取消になったり、商談自体をお断りする可能性があります。
また、商談時、出品店様に現車確認をお願いする場合があります。

ローダウン車 (社外サス装着車)	最低地上高を出品票に記載してください。 <u>最低地上高11cm以上ない車輛は、積載車による陸送が手配出来ない可能性があります。</u> また、 <u>車高調の場合には陸送時に11cm以上迄上げてもらうようお願いする場合があります。</u>
リフトアップ車・インチアップ車	地上高を出品票に記載してください。
諸元が大きい車 ルーフキャリア装着車	現状の諸元を出品票に記載してください。諸元が「長さ500cm、幅200cm、高さ230cm」を超える車輛は、積載車で陸送が手配出来ない可能性があります。
旧車(昭和登録車)	自走可能かご確認ください。
バザール+(プラス)登録住所 以外からの出品車	落札店様の画面には、IAAへご登録の住所から落札店様までの陸送料金が表示されております。原則、出品店舗ごとに会員登録をしていただきます。ご不明な場合はIAAへご連絡ください。

■外装について ①評価点

評価点	判断基準内容		
	外装・内部ダメージ	走行・登録の制限	評価点の上限、内装の上限、その他
S	無傷、無補修	走行1千km以内 登録1年未満	内装Aまで
6	バンパーA1が1ヶ所程度	走行3万km以内 登録3年以内	内装Aまで
5	交換パネルなし バンパーA2が1ヶ所程度	走行5万km以内 登録5年以内	内装Bまで ガラス小飛石まで
4.5	合計10ポイント以内(注意①) ⇒(レベル2が2パネルまで)(注意②) (ボルト交換パネル1ヶ所まで)	走行8万km以内	内装Bまで メーター交換(\$)上限 ガラスヒビ上限
4	合計15ポイント以内 ⇒(レベル3が1パネルまで) (レベル2が3パネルまで)	走行13万km以内	コアサポート、バックパネルの軽微な小歪上限 コーションプレート欠品上限 同色全ペイント上限 ルーフ钣金跡上限、ガラスワレ上限
3.5	合計25ポイント以内 ⇒(A2が5パネル、U2が3~4パネル、 U3が2パネル、U5が1パネルまで) クォーター片側交換		メーター改ざん(*)走行不明(#)上限 ルーフU2上限、コアサポート、バックパネル修正、 曲がり上限 色替え上限
3	合計30ポイント以内 ⇒(上記の外装3.5点の範囲を超える もの、クォーター両側交換、バック パネル交換、ステップアウター交換)		雹害車(軽微)上限 下回り腐食まで(腐食穴不可)
2	粗悪車 (冠水車、消火器散布車、その他 災害車)		ボディ腐食大、腐食穴多いなど
1	改造車 (規格外エンジン、ミッション・ タービン乗せ替え、外寸の変わる パテ埋め等)		改造車とは規格外のパーツが装着され継続 検査を受けられないもの、重要骨格に加工 等があるものとし、注意事項に改造部位を記入する。 公認車は、通常評価とするが注意事項に 改造部位を記入すること。改造車で修復歴 のある場合、評価点はRとし、注意事項に 修復箇所・改造部位を記入する。
R	修復歴車		修復歴とは、修正機跡があるもの、外板パネルを介し 及んだ力が骨格部分に到達しているもの、また 骨格部分を加修しているもの。 注意事項に修復箇所を記入する。 評価点「A」表記については「R」表記と見なします。
0	事故現状車	陸送可能な車輛	展開図に事故範囲を○印で記入、注意事項に エアバックの状況を記入する。

注意① ポイントについて⇒検査記号の合計です。検査記号はA1~A3(キズ)、U1~U5(へこみ)、S1~S3(サビ)、
W1~W3(波)で表します。その数字の合計がポイントです。(W1とW2は展開図に記入するが合計に入れない)
注意② レベルについて⇒上記の数字の部分がレベル数です。(A1は1レベル、A2は2レベル、A3は3レベル)

■外装について ②展開図の記入

検査記号について

	A キズ	U へこみ	W 補修跡塗装波	S サビ
1	約10cmくらい	エクボ・小へこみ ゴルフボールくらい まで	良質な仕上げ	小サビ数か所まで
2	約30cmくらい	中へこみ ベースボールくらい まで	通常の仕上げ	ゴルフボールの大きさ まで
3	A2(約30cmくらい) 超えるキズ	大へこみ 加修で直る程度の 大きさ	再補修が必要	ベースボールの大きさ まで
5	—	交換し、 修復可能な大きさ	—	—

X = 交換要す

XX = 交換済み

ワレ = 割れ

色アセ = 色褪せ

Pアト = ペイント跡

C = 腐食

ガラスについて

	状態
リペア跡	良好な仕上げ
トビ石	点キズ
ヒビ	約1cmくらいまで
ワレ	ヒビを超えるもの
X要す	リペア不可

■外装について ③ポイントと注意事項等の書きかた

ポイントとは検査記号A1~A3、U1~U5、S1~S3、W3の数字の合計です。

W1とW2はカウントしません、展開図に記載は必要です。

ポイントの数字の合計で、外装評価点の上限が決まります。(※P. 3 外装について①評価点参照)

各項目、該当するものに○印

フロントガラス
・キズ A
・ワレ X要す(リペア含む) ○印

各項目
・A(キズ)
・無し(オーディオ等)
・穴(オーディオ外し跡)
・ワレ ○印

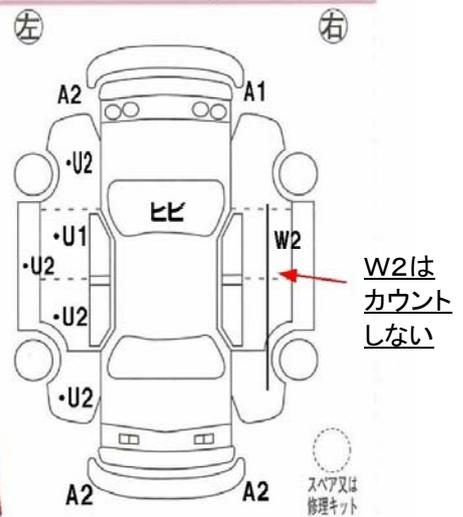
主に重要骨格部位などの事故評価に繋がる内容や、E/G・駆動系の内容(重要度 大)

事故評価に繋がらない交換内容やE/Gなど機関係の不具合の内容(重要度 中)

内外装・装備品の不具合・欠品部品などの内容(重要度 小)

乗用車

注意事項 (出品店記入)	車種	年式	月	日	日までに名変できる方
検査員	FW	A	X要ス	室内シート	コゲ・穴・汚れ・破れ
ハンドル	シート	オーディオ	ネイル(カバー)	エアロ	ドアミラー
A・スレ	A・スレ	無し・穴	A・ワレ	A・ワレ	A・ワレ
右Fインナー垂			右FピラーBPクランプ跡		
コアサポート垂			右FフェンダーXX		
FクロスメンバーU・E/Gオイルモレ			P/W不良 シフトノブ欠		
下廻りS			スタッドレスト		



S点以外
小キズ・小U ○印

(例)

トラックの場合、上物動作確認を行っていない場合、上物動作未確認と記載が必要

修復歴を無しと仮定した場合の評価点(R2~R4. 5)

各項目、該当するものに○印

フロントガラス
・キズ
・ワレ X要す(リペア含む)
○印

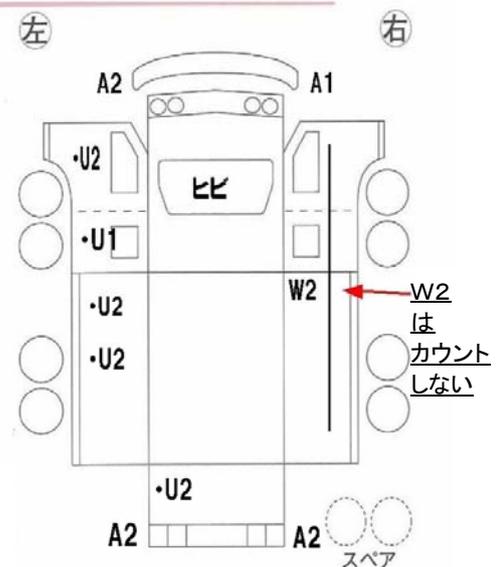
主に重要骨格部位などの事故評価に繋がる内容やE/G・駆動系の内容(重要度 大)

事故評価に繋がらない交換内容や、E/Gなど機関係の不具合の内容(重要度 中)

内外装・装備品の不具合・欠品部品などの内容(重要度 小)

トラック

注意事項 (出品店記入)	上物書類(有・無)	セット	適合(証明有・証明無)	不適合	
検査員	FW	A	ワレ()	室内シート	コゲ・穴・ワレ・破れ
右フロントピラー垂	エアモレ	修復歴有()			
Fピラー下部U	セル異音	サイドブレーキレバー不良			
トランスミッション異音	Rガード曲がりワレ	E/G白煙			
ベルト鳴	看板跡A	ドアミラー1ヶ欠	オイルモレ	スタッドレスト	
下廻りASC	シートへたり	内装スレ	キバミ		



(例)

計算のしかた

$A1 + A2 + U2 + U1 + U2 + U2 + U2 + A2 + A2 = 16$ ポイント(W2はカウントしません)

※評価点4点の15ポイント以内、という制限を超えていますので、評価点の上限は3.5点となります。

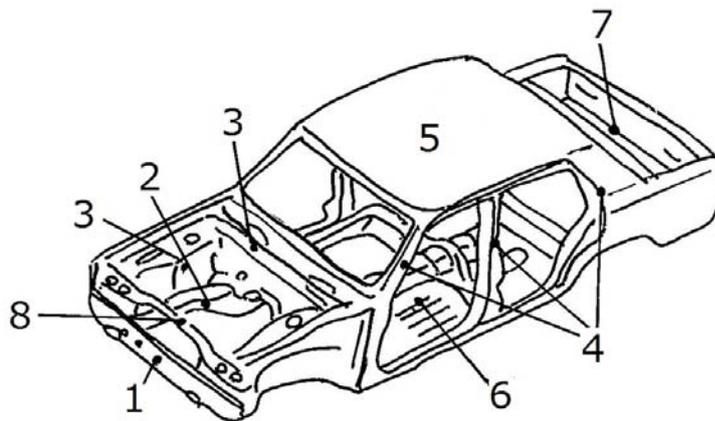
■内装について ①評価点

A	新車の状態と同程度のもの
	綺麗で修理が必要無いもの
	目立たない小さな汚れ、簡単に取れる小汚れくらいまで
B	目立たない程度のコゲ・穴・切れ・のり跡等のもの(数カ所くらい)
	走行距離相応の汚れ・へたり・ダッシュボードの浮き変形が少々であるもの
	シート・ハンドル・内張り等のスレ少々なもの
C	目立つ加工穴、浮き大、割れ大、コゲ穴など
	大幅な修理が必要で、回復が出来ない状態のもの
	欠品部品の多いもの
	内装ペイント加工(1ヶ所でもあるもの)
	汚れがひどいもの、目立つシミがあるもの
	異臭のするもの(タバコ臭、ペット臭など)

■修復歴とは

修復歴とは

外部または外板パネルを介して波及した力が骨格部分(下記箇所)に達しているもの
 および骨格部分を加修しているもの



- | | |
|---------------------|------------------|
| 1.クロスメンバー(フロント、リヤ) | 5.ルーフ |
| 2.サイドメンバー(フロント、リヤ) | 6.フロア、フロアサイドメンバー |
| 3.インサイドパネル、ダッシュパネル | 7.リヤフロア |
| 4.ピラー(フロント、センター、リヤ) | 8.ラジエーターコアサポート |

走行距離 メーター歴について

「\$」メーター交換車 実走行と同様の扱い

新品メーター交換歴のあるもので、認証または指定工場の記録証明があるもの
合算距離を記入して走行の左端欄に「\$」をつけ、その下の欄のメーター歴 交換車に○をつける。
注意事項欄に「メーター交換車」と記入して、交換前距離と日付および現在の表示距離を記入する。

※メーター交換歴のあるものでも、認証または指定工場の記録証明が無いもの
および中古メーターに交換されているものは、現在の表示距離を記入し「*」を付け
注意事項欄に交換前距離(中古メーターは取付け時の表示距離も記入)・
日付・推定合算距離を記入し「メーター改ざん車」と記入する。

「*」メーター改ざん車

走行メーターが巻き戻されていることが、過去の記録簿などにより確認できるもの
現在の表示距離を記入して走行の左端欄に「*」をつけ、その下の欄のメーター歴 改竄車に○をつける。
注意事項欄に「メーター改ざん車」と記入して過去の距離歴を記入する。

「#」走行不明車

上記以外で推定できる根拠が無いが走行距離不明とするもの
現在の表示距離を記入して走行の左端欄に「#」をつけ、その下の欄のメーター歴 不明車に○をつける。
注意事項欄に「走行不明車」と記入する。

1オーナー

新車名義の車輛 または 新車名義から商品車登録にしたもの

新車保証書

当該ディーラーの証明(ディーラー印等)があるもの

純正装備品

原則としてメーカーのライン装着品、ディーラーオプションのもの

TV・マルチ

◎純正装備品欄の記載

新車販売時に設定の純正TV(メーカーオプション・ディーラーオプション)を
装備している場合は、アナログ・地デジを問わずTV欄へ○印を付けてよいもの
とする。

◎セールスポイント欄等の記載

TV・マルチ等(TV機能が標準装備に限る)の記載は、使用できることが条件
になるので、地上デジタル放送が受信可能な機器(ワンセグ・12セグのいず
れも可)を装着しているものでなければならない。

■ 査定に関して～よくあるご質問～

Q. オークションの出品票をそのまま使ってもいい？

- A. 出品票はバザール+(プラス)専用出品票をお使いください。普通車用、トラック用がございます。オークションにご出品、ご落札された時の出品票は参考にしていただいて結構ですが、その時の査定で記載がなかったからといって、バザール+(プラス)でクレーム対象にならないとは限りません。バザール+(プラス)出品店様責任となります。バザール+(プラス)検査規定での査定をお願いいたします。

Q. 査定をするのに気を付けることはなんですか？

- A. オークションは落札店様が現車下見できますが、バザール+(プラス)は落札店様が現車下見をすることが、できません。よって、内外装もクレーム対象となります。落札店様の立場に立って詳しい出品票記入をお願いいたします。各小A、小Bという記載ではなく、展開図にA1、A2、U1、U2のように具体的にキズ、ヘコミの記入をしてください。また展開図に記入できないものや、オイルもれ、下廻りの状態などは検査員記入欄に書いてください。

Q. どのくらいのキズ、ヘコミを書けばクレームにならない？

- A. 落札店様からクレームが入った時には、キズ・ヘコミ等の状態と展開図を照らし合わせるだけでなく、加えて、評価点や年式、走行距離などにより総合的にIAAで判断します。ですので一様に何cmからはクレームになる、ならないは言えませんが、落札する立場に立って、なるべく詳しく記入してください。

Q. 写真にナビが映っているけど、実際にナビが無い場合、どうすればいい？

- A. 写真と成約時の状態が変わる場合、基本的には写真を撮り直して、差し替えていただくようお願いいたします。写真の差し替えが難しい場合には、セールスポイントに記載しない・純正装備品のナビに○をつけないだけでなく、検査員記入欄に「現車ナビなし」と記入をお願いします。落札店様は出品票と写真のみで判断するため、明確に記載することでクレームを防ぐことができます。

Q. 欠品部品や不具合などどこまで書かないとダメ？

- A. 純正部品の欠品・社外品、不具合箇所は必ず注意事項に記入してください。出品票に記入がない場合、部品は正常作動するものとし、純正部品はそろっているものとみなします。クレーム対象となる場合がありますので、ご注意ください。

■ 修復歴の見分けかた



ボンネットの付け根のボルトまわし跡

☆車体フロント部分

フェンダーとボンネットの隙間等から判断します。
ボンネットを開けてボンネットヒンジ・フェンダー等のネジの工具跡又は塗装の色違いからその周辺の修復歴がないか確認してください。



フロントドアとリアドアの塗装色の明らかな違い

☆車体サイド部分

フロントドア・リアドア・フェンダーなどで色違いや塗装波から修復歴を疑います。
ドアヒンジの付け根やピラー・サイドステップ加修してるかどうか確認します。



トランクフロアを下から覗いてみる

☆車体リヤ部分

トランクフロアとバックパネルの接合部分に加修はないか、
下から覗いてフロア・ルーム等に加修跡がないかどうかを確認してください。

■ 修復歴の見分けかた

修正機クランプ跡

フロント



リヤ



フロントピラー



修正機クランプ跡が1カ所以上ある場合は
『R(修復歴)』評価とする

■ディーラー車・並行車の見分けかた

□ ディーラー

正規ディーラーが輸入、販売しているもの

□ 新車並行

現地にて使用されていない車をディーラーを通さず輸入したもの
基本的にモデル年式と車検証記載の初年度登録が同じもの

□ 中古並行

現地にて使用されていた車をディーラーを通さず輸入した物
走行距離が不明の場合も多く、モデル年式と初年度登録が異なるもの

☆ ディーラー車を見分けるPOINT ☆

- ※ 正規輸入車の場合、通常エンジンルーム内にディーラープレートや日本自動車輸入組合(JAIA)のステッカーが貼ってある
- ※ 『YANASE』『BMW』などのステッカーが貼ってある
- ※ 日本語の取り扱い説明書も参考にできる

☆ 並行車を見分けるPOINT ☆

- ※ 車検証の車台番号がシリアル番号ではなく、管轄陸運局の職権打刻の場合が多い【例】大(61)12345 大 東(41)98765 東
- ※ メーターのKm、マイル表示も参考になる

□ 型式

車検証の型式欄に記載されているもの

【例】フェラーリ 型式 E-F360 ディーラー車
型式 不明 並行車
型式 —F360— 並行車

- ※ 正規ディーラー物でも少量輸入車(300台以下)等は、車検証上「不明」表示となっているものもある。
- ※ 正規ディーラーガソリン車の場合、型式に昭和53年度排気ガス規制適合の「E-」が表示される【例】ベンツ「E-124030」BMW「E-HD25」

Bazaar+(プラス)出品のお問い合わせは

IAA大阪
サポートTEL:0725-33-1212
(9:30~18:00 日曜除く)